

裁 決 書

審査請求人

横浜市

処分庁

横浜市■福祉保健センター長

令和2年■月■日付で■ (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(令和2年度(審)第102号)について、次のとおり裁決します。

1 主 文

横浜市■福祉保健センター長が請求人に対して行った、令和2年8月6日付け保護変更決定処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

以下のとおりとするほかは、審理員意見書の別紙1「4 理由」に記載のとおり。

ア 審理員意見書別紙1「4 理由」(3)ア(イ)に以下を加える。

「なお、これらの局長通知及び課長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9の規定による処理基準であるところ、本件審査請求に係る判断に当たって、これらの通知の内容に特段不合理な点は認められない。」

イ 審理員意見書別紙1「4 理由」(4)及び(5)について、以下のとおり改める。

(4) 本件各処分の適法性について

ア 本件各処分は、請求人が転居したことにより、転居後からは住宅扶助について特別基準額が適用されるべきではなく、また、旧住居の敷金の戻り金を受け取ったことによる臨時の収入が発生したとして、処分庁が法第25条第2項に基づき、同年7月分、8月分及び9月分について行ったものである。

イ 本件処分1（令和2年7月分）について

本件処分1においては、新住居の住宅扶助費として、新住居の家賃（月額58,000円）を下回る一般基準額（52,000円）を認定している。

これは、従前、処分庁は、旧住居については、請求人が高齢であることや人工透析の通院状況を踏まえ、生活状況からみて転居が困難であると判断し、特別基準額の適用をしていたものであるところ（前提事実ウ）、新住居への転居は、請求人が自らの判断で転居を済ませたものであるから（前提事実オ）、もはや転居が困難であるとはいえない（課長通知第7問56）、局長通知第7-4(1)才にいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる」場合に該当するとはいえないと判断したことによるものである。

しかしながら、局長通知第7-4(1)才にいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる」場合とは、「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」のみに限られるものではなく、少なくとも「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」あるいは「地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」には、「やむを得ないと認められる」場合に該当する余地はあるものと考えられる。

この点、処分庁においては、「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」以外の場合に係る検討を行っていないが（神奈川県行政不服審査会あて処分庁回答）、新住居に係る住宅扶助費の認定に当たっては、旧住居に係る住宅扶助費の前提であった

「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に該当するかどうかのみならず、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」あるいは「地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」に該当するかどうかについても、当然に、改めて検討がなされる必要がある。

したがって、これがなされず、新住居に係る住宅扶助費を52,000円

とした本件処分については、住宅扶助費について十分検討がなされたとは評価できないことから、この点において違法があったと言わざるを得ない。

ウ 本件処分2（令和2年8月分）及び本件処分3（令和2年9月分）について

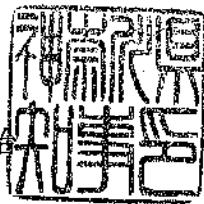
本件処分2及び本件処分3は、本件処分1同様、いずれも住宅扶助費を52,000円としてなされた処分であり、上記イの理由により違法である。

（5）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年7月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

令和3年3月31日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 中村 美里
神奈川県審理員 園川 真代

中
村
園
川

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人
が令和2年■月■日付けで提起した処分庁 横浜市■福祉保健センター長による生活保護変更決定処分についての審査請求（令和2年度（審）第102号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■ を「請求人」という。
- 2 処分庁 横浜市■福祉保健センター長を「処分庁」という。



別紙1

1 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件は、令和2年8月6日付で、処分庁が、請求人に対して、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項に基づき行った、令和2年7月分、8月分及び9月分に係る保護変更決定処分（以下、順に「本件処分1」、「本件処分2」、「本件処分3」といい、これらを併せて「本件各処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、横浜市に居住し、本件各処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第1項第3号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から、法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成30年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。この時、処分庁は、請求人が高齢であることや人工透析の通院状況を踏まえ、生活状況からみて転居が困難であると判断し、請求人世帯の住宅扶助費については、局長通知第7-4(1)オによる特別基準額を適用することとし、以降58,000円を認定していた。

エ 令和2年6月4日、処分庁は、請求人から、2階の住人の音が辛いため、累積金で転居をすることにし、転居先の物件の契約をしてきた。転居先の家賃は58,000円、共益費が1,000円であり、現住居と変わらないとの報告を受けた。

処分庁は、請求人に対して、現住居では住宅扶助費を特別基準額で認定しているため、転居すると一般基準額52,000円となり、6,000円減額となる旨を説明し、転居後に報告するよう伝えた。

才 令和2年6月23日、処分庁は、請求人から、新住居の契約期間は同年7月1日からであり、同月4日に転居予定であること、現住居は同日までの契約となつてていることを聴取した。

カ 令和2年6月24日付けで、処分庁は、請求人に対し、同年7月分（以降）について、住宅費及び加算の認定変更を理由として次の内容の保護変更決定処分を行った。

最低生活費	168,400円	…①
生活扶助費	116,400円	【内訳】 基準生活費 74,710円 障害者加算ア 26,810円 重度障害者加算 14,880円
住宅扶助費	52,000円	一般基準額
収入充当額	68,421円	…②
障害基礎年金	63,391円	65,141円-1,750円（介護保険料（特別徴収））
障害年金生活者支援給付金	5,030円	
支 給 額	99,979円	(①-②)

キ 令和2年7月6日付けで、処分庁は、請求人に対し、同年8月分（以降）について、年金等認定変更を理由として次の内容の保護変更決定処分を行った。

最低生活費	168,400円	…①
生活扶助費	116,400円	【内訳】 基準生活費 74,710円 障害者加算ア 26,810円 重度障害者加算 14,880円
住宅扶助費	52,000円	一般基準額
収入充当額	68,721円	…②
障害基礎年金	63,691円	65,141円-1,450円（介護保険料（特別徴収））
障害年金生活者支援給付金	5,030円	
支 給 額	99,679円	= (①-②)

ク 令和2年7月7日、処分庁は、請求人から、異動届、新住居に係る賃貸借契約書の写し等を收受した。当該異動届には、同月4日に新住居に転居した旨記載されている。

新住居に係る賃貸借契約書によれば、賃料は月額58,000円であった。

ケ 令和2年7月13日、処分庁は、請求人から、旧住居の敷金の戻りとして同日に90,600円を受領した旨の記載がある収入申告書(7月分)、敷金精算明細書の写し等を收受した。

この際、処分庁は、請求人から、旧住居の敷金の戻り90,600円は、手渡しで受け取ったとの報告を受け、請求人がこれを所持していることを確認した。

コ 令和2年8月6日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容の各保護変更決定処分を行った。

<令和2年7月分(理由:臨時の収入認定、住宅費認定)>(本件処分1)

最低生活費	176,260円	…①
生活扶助費	116,400円	【内訳】 基準生活費 74,710円 障害者加算ア 26,810円 重度障害者加算 14,880円
住宅扶助費	59,860円	52,000円(新住居家賃)+ 7,860円(旧住居家賃日割分(7月1日~7月4日)) 59,000円 ×4日/30)
収入充当額	151,021円	…②
障害基礎年金	63,391円	65,141円-1,750円(介護保険料(特別徴収))
障害年金生活者支援給付金	5,030円	
敷金の戻り金	82,600円	=90,600円-8,000円
支 給 額	25,239円	= (①-②)

本件処分1により生じた上記の支給額との差額(過払額)74,740円(=99,979円-25,239円)については、9月分の保護費に収入充当することとした。

<令和2年8月分(理由:臨時の収入認定削除、住宅費認定変更)>(本件処分2)

最低生活費	168,400円	…①
生活扶助費	116,400円	【内訳】 基準生活費 74,710円 障害者加算ア 26,810円 重度障害者加算 14,880円
住宅扶助費	52,000円	一般基準額
収入充当額	68,721円	…②

	障害基礎年金	63,691円	65,141円—1,450円(介護保険料(特別徴収))
	障害年金生活者支援給付金	5,030円	
支給額		99,679円	= (①—②)

<令和2年9月分(以降)>(本件処分3)

最低生活費	168,400円	…①
生活扶助費	116,400円	【内訳】 基準生活費 74,710円 障害者加算ア 26,810円 重度障害者加算 14,880円
住宅扶助費	52,000円	一般基準額
収入充当額	68,721円	…②
障害基礎年金	63,691円	65,141円—1,450円(介護保険料(特別徴収))
障害年金生活者支援給付金	5,030円	
支給額	99,679円	= (①—②)

令和2年9月分の保護費については、本件処分1により生じた過払額 74,740円を収入充当したため、支給額は 99,679円—74,740円=24,939円となった。

サ 令和2年 ■月 ■日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

長く住んでいたアパートの2階の住人の足音がうるさくて、精神に異常を生じる恐れが有ったので、やむを得ず引越した。

請求人としては、被害者の立場なのだが、他に方法が無く貯金を使い果たして引越したが、公的には物・心両面に渡って援助を受けられなかつた。2階の住人の足音は請求人にとって犯罪と思われる行為である。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 本件処分1の住宅扶助費については、保護開始時は、請求人が高齢であること、人工透析の通院状況を踏まえ、生活状況からみて転居が困難であると判断したこ

とから、局長通知第7-4-(1)オ及び課長通知第7の問56に基づき、特別基準額を適用し58,000円を認定した。

しかし、請求人が自身の希望により転居を行ったことから、課長通知第7の問56の「転居が困難と認められる場合」にあたらないことは明らかであったため、新住居の住宅扶助費については、住宅扶助限度額通知1-(1)に基づき、限度額である52,000円を認定した。

イ 次に、処分庁は、請求人から受理した敷金清算明細書の写しにより、旧住居の7月分日割家賃額が7,860円であることを確認したため、局長通知第7-4-(1)ウに基づき新住居の月額家賃52,000円に、旧住居の日割家賃額7,860円を加えた59,860円を令和2年7月1日付けで認定した。なお、この日割り家賃は7月のみ必要とされる費用であるため、同年8月1日付けで住宅扶助認定額は52,000円に変更している。

ウ 次に、令和2年7月1日付け臨時収入認定については、請求人は、前提事実ケの通り、同年7月に旧住居の敷金の戻り金として90,600円を受領したことを処分庁に申告している。敷金の戻り金については、課長通知問7の31に基づき、実施機関の指導または指示に基づく転居ではないため、当該月以降の収入として認定としたことに誤りはない。また、次官通知第8-3-(2)エ(イ)に基づき、8,000円(月額)をこえる額である、82,600円(90,600円-8,000円)を令和2年7月1日付けで収入認定としたことに誤りはない。なお、当該収入は7月のみのため、同年8月1日付けで同収入認定は削除した。

エ 上記ウにより、7月分の保護費の過払いが82,600円発生したが、上記アにより新たに支給できる保護費が7,860円発生したことから、これを相殺すると、過払い額が74,740円(82,600円-7,860円)となり、令和2年7月分の保護費について、74,740円の返納すべき額が生じた。処分庁は局長通知第10-2-(8)に基づき、当該返還額を次回支給月である9月の収入充当額として計上しており、これにより9月分の保護費の支給額は、24,939円(99,679円-74,740円)となるため、この点についても問題はない。

オ 以上により、本件処分については違法または不当となるものはない。

4 理由

(1) 法による保護の基準及び程度の原則

法による保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている(法第8条第1項)。

(2) 保護費の決定等

- ア 保護の要否及び程度は、原則として、保護基準により算定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされており（次官通知第10）、これにより支給額が決定される。
- イ 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなつた場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされている（局長通知第10-2(8)）。

（3）住宅扶助費の認定について

ア 住宅扶助に係る基準について

（ア）住宅扶助は、保護基準別表第3-1に基準額が定められており、同2において、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は（中略）指定都市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」とされている。

（イ）局長通知第7-4(1)オでは、保護基準別表第3-2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、所定の率を乗じて得た額（特別基準額）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとされている。

（ウ）上記各規定を受けた住宅扶助限度額通知において、横浜市における単身世帯の場合の世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の一般基準額は52,000円、特別基準額は68,000円とされている。

（エ）上記局長通知第7-4(1)オの「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、課長通知第7問56において、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」とされている。

イ 月の途中の転居等にかかる住宅扶助費の認定について

局長通知第7-4(1)ウは、「被保護者が真にやむを得ない事情により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえないこと。」と規定している。

(4) 本件各処分の適法性について

ア 本件各処分は、請求人が転居したことにより、転居後からは住宅扶助について特別基準額が適用されるべきではなく、また、旧住居の敷金の戻り金を受け取ったことによる臨時の収入が発生したとして、処分庁が法第25条第2項に基づき、同年7月分、8月分及び9月分について行ったものである。

イ 本件処分1（令和2年7月分）について

(ア) 本件処分1の適法性について検討するに、支給額は、次官通知第10により、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているから、まず、保護基準に基づき、7月分の請求人世帯における最低生活費については、生活扶助費については、保護基準や重度障害者加算についての横浜市の取扱い（令和2年度横浜市生活保護問答集【問7-2-13】）により算定すると、前提事実コのとおり、116,400円で誤りはない。

次に、住宅扶助費については、請求人が、令和2年7月4日、契約期間を同月1日からとする新住居に引越しをしたため、処分庁は、局長通知第7-4(1)ウに基づき、新住居の家賃52,000円と旧住居の日割家賃分7,860円（=59,000円×4／30日）。なお、処分庁は、旧住居の家賃58,000円に共益費1,000円を加えた59,000円について日割計算しているところ、本来共益費については住宅扶助費の対象とされないもの（省令第23条の2参照）であるが、請求人に不利益なものではない。）を合算した59,860円を認定している（前提事実コ）。

この点、処分庁は、新住居の住宅扶助費として、新住居の家賃（月額58,000円）を下回る一般基準額（52,000円）を認定している。従前、処分庁は、旧住居については、請求人が高齢であることや人工透析の通院状況を踏まえ、生活状況からみて転居が困難であると判断し、特別基準額の適用をしていたものであるが（前提事実ウ）、新住居への転居は、請求人が自らの判断で転居を済ませたものであるから（前提事実オ）、もはや転居が困難であるとはいえない（課長通知第7問56）、局長通知第7-4(1)オにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる」場合に該当するとはいえない。

したがって、処分庁が、新住居について一般基準額である52,000円の住宅扶助費を認定したことに誤りはない。

以上より、住宅扶助費の算定額に誤りはない。

したがって、最低生活費は、前提事実コ（7月分）のとおり、176,260円（=116,400円+59,860円）で誤りはない。

(イ) 次に、収入充当額についてみると、年金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定し（次官通知第8-3(2)ア(ア)）、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給されるものは、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされているが、1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えないとされている（局長通知第8-1(4)ア）。

また、年金等が介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとされている（局長通知第8-1(4)イ）。

請求人の令和2年度における障害基礎年金は、年額781,700円であり、これを12で除すると前提事実コのとおり、65,141円となり、同年7月分の介護保険料は1,750円（6ヶ月期特別徴収額3,500円÷2）であるから、これを65,141円から差し引くと63,391円となる。

また、請求人の障害年金生活者支援給付金については、2月に1度支給され、令和2年度の受給額は月額5,030円である。

したがって、これらにつき、処分庁の算定に誤りはない。

さらに、請求人が受け取った旧住居の敷金の戻り90,600円については、次官通知第8-3(2)エ(イ)の「その他の臨時収入」に該当することから、処分庁は、これに基づき8,000円をこえた82,600円を収入認定しており、算定に誤りはない。

なお、新住居への転居は、処分庁の指導または指示による転居ではないから、旧住居に係る敷金の戻り金は、転居に際し必要とされる敷金等に当てられるべきものではない（課長通知第7問31）。

以上から、収入充当額は、前提事実コのとおり、63,391円+5,030円+82,600円=151,021円となり、誤りはない。

(ウ) よって、次官通知第10に基づき、最低生活費176,260円から収入充当額151,021円を差し引くと25,239円となるから、本件処分1による7月分の支給額の算定に誤りはない。

(エ) 以上により、本件処分1は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき行われたものであり、その他に誤りは認められないから、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

ウ 本件処分2（令和2年8月分）について

(ア) 本件処分2の適法性について検討するに、上記イ(ア)と同様に、保護基準に基づき、8月分の請求人世帯における最低生活費を算定すると、生活扶助費は、116,400円となり、新住居の住宅扶助費は、上記イ(ア)のとおり一般基準額

52,000円となることから、前提事実コ(8月分)のとおり、168,400円(=116,400円+52,000円)で誤りはない。

(イ) 次に、8月分の収入充当額について、上記イ(イ)と同様に検討すると、請求人の令和2年度における障害基礎年金年額781,700円を12で除した65,141円となり、同年8月分の介護保険料は1,450円(8月期特別徴収額2,900円÷2)であるから、これを65,141円から差し引くと63,691円となる。

また、請求人の障害年金生活者支援給付金については、上記イ(イ)のとおり5,030円である。

したがって、収入充当額は、前提事実コのとおり、63,691円+5,030円=68,721円となり、誤りはない。

(ウ) よって、次官通知第10に基づき、最低生活費168,400円から収入充当額68,721円を差し引くと99,679円となるから、本件処分2による8月分の支給額の算定に誤りはない。

(エ) 以上により、本件処分2は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき行われたものであり、その他に誤りは認められないから、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

エ 本件処分3(令和2年9月分)について

(ア) 本件処分3の適法性について検討するに、上記ウ(ア)と同様に、まず、保護基準に基づき、9月分の請求人世帯における最低生活費を算定すると、上記ウ(ア)と同じく168,400円となり誤りはない。

(イ) 次に、収入充当額については、上記ウ(イ)と同様であり、合計68,721円で誤りはない。

(ウ) よって、次官通知第10に基づき、最低生活費168,400円から収入充当額68,721円を差し引くと99,679円となる。

そして、戻入分として収入充当した74,740円については、局長通知第102(8)に基づき、本件処分1により生じた過支給額を計上したものあり、この結果、同月分の支給額は24,939円(=99,679円-74,740円)となるから、9月分の支給額の算定に誤りはない。

(エ) 以上により、本件処分3は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき行われたものであり、その他に誤りは認められないから、本件処分3に違法又は不当な点は認められない。

オ 請求人の主張について

請求人は、貯金を使い果たして転居をしたが、処分庁からなんら援助を受けられなかつたと主張している。

しかしながら、本件各処分においてなんら違法、不当な点がないことは上記のとおりであり、請求人の主張は採用できない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

別紙2

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（中略）に定める扶養義務者の不要及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3. (略)

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2. (略)

(住宅扶助)

第14条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 住居
- 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

1・2. (略)

2・3. (略)

4. 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政に限り、委任することができる。

5～7. (略)

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 (略)

2. 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときには、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これ

を被保護者に通知しなければならない。(後略)

3 (略)

第31条 (略)

2 (略)

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4・5 (略)

イ 生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)

(厚生労働省令で定める通常必要とされる費用)

第23条の2 生活保護法施行令第3条の表の法第31条第3項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用の内厚生労働省令で定めるものの項に規定する厚生労働省令で定めるものは、被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費とする。

ウ 生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。別紙1において「保護基準」という。)

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持の額(年額)
1級地及び2級地	13,000円以内	(略)
3級地	8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

エ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。)

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1・2 (略)

3 認定指針

- (1) 就労に伴う収入 (略)
- (2) 就労に伴う収入以外の収入
- ア 恩給、年金等の収入
- (ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。
- (イ) (ア) の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵送料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。
- イ 仕送り、贈与等による収入
- (略)
- ウ 財産収入
- (略)
- エ その他の収入
- (ア) (略)
- (イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時収入 ((3))
のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。
- (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。
- ア 社会事業団体その他（中略）から被保護者に対して臨時に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時に受けた補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- キ 死亡を支給事由として臨時に受けた保険金（中略）のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

- ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（後略）
(ア)・(イ) (略)
- ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8000円以内の額（月額）
- コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭
- シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（後略）
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち3万7290円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
(ア)・(イ) (略)
- (4)・(5) (略)

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。（後略）

オ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。）

第7 最低生活費の認定

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

の
す
に
害
行
て
る

手
建
給
れ
去

- ア 保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合(中略)に認定すること。
- イ (略)
- ウ 被保護者が真にやむを得ない事情により月の途中で転居した場合であつて日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定してさしつかえないこと。
- エ (略)
- オ 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(オにおいて「世帯人員別の限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(カ、キ及びクにおいて「特別基準額」という。)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

1人	(後略)
1.3	(後略)

カ～ク (略)

(2) 住宅維持費

(略)

第8 収入認定の取扱い

1 収入の取扱い

(1)～(3) (略)

(4) 恩給、年金等の収入

ア(前略)国民年金法(後略)等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額(1円未満の端数がある場合は切捨)を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。(後略)

第10 保護の決定

1 (略)

2 保護の要否及び程度の決定

(1)～(7) (略)

(8)最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなつた場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(後略)

(9) (略)

カ 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。ただし、横浜市長あてのもの。別紙1において「住宅扶助限度額通知」という。)

(前略)

1 住宅扶助(家賃・間代等)の限度額

(1)世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額

住宅扶助(家賃・間代等)の額(月額)は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

1人	(後略)
52,000円	(後略)

(2) (略)

2 「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)のオによる額

1の(1)の規定にかかわらず、1の(1)に定める額によりがたい家賃・間代等であつて、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、次に掲げる額(月額)の範囲内において、特別基準額の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえない。

1人	(後略)
68,000円	(後略)

キ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。)

号

入

第7 最低生活費の認定

問 31 転居等により、保護継続中の者に対し敷金が返還される場合、この返還金をどう取り扱うべきか。

答 当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。ただし、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。

(後略)

と
ば
回

問 56 局長通知第7の4の(1)の方にいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。

答 世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。

生
扶

ク 横浜市福祉保健センター長委任規則(平成13年横浜市規則第111号。別紙1において「委任規則」という。)

*生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項(中略)の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1)～(2) (略)

(3) 法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。

(4)～(23) (略)

代
る
あ

保

